

公立大学法人神戸市看護大学履修規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年2月7日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第43号

公立大学法人神戸市看護大学履修に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学履修規程（2019年4月1日規程第89号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(履修科目の登録)</p> <p>第3条 学生は、選択履修する授業科目について、学長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに履修登録を行わなければならない。</p> <p>2 履修登録は、指定期日後にあっては、授業科目を追加し、変更し、又は取り消すことはできない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に限り、指定期日後に、授業科目を追加し、変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 必修科目以外の科目において、指定の履修登録取消等期間内に学長が定める様式を提出し、認められた場合</p> <p>(2) 次項の規定に基づき履修登録が取り消された場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公立大学法人神戸市看護大学教務委員会（以下「教務委員会」という。）において特にその事情が正当と認められた場合</p> <p>4 履修人数に制限のある授業科目で、履修登録後の特定の選抜方法の結果、その選に漏れた場合には、学長が履修登録を取り消す。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(履修単位の上限)</p> <p><u>第3条の2 毎年度に履修登録可能な単位の上限は50単位とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、上限を超えて履修科目の登録を希望する場合は、履修登録期間中に教務学生課に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の申請があった場合、教務委員会は単位修得状況を確認の上履修の可否について審議し、教授会に報告する。</u></p>
<p>(保健師国家試験受験資格)</p> <p>第10条 看護学部看護学科において保健師の国家試験の受験資格を得るには、別表の保健師必修に定める授業科目を履修し、その単位を<u>取得</u>しなければならない。</p>	<p><u>修得</u></p>

(改正前)

(改正後)

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	教育課程		単位数			卒業単位数	年次区分				
	学科目群	授業科目	必須	選択	保健師必修		1年	2年	3年	4年	時間計
(省略)											

別表（第2条関係）

(省略)										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 Aにあっては前期, Bにあっては後期及び(\*)にあっては編入した学生が履修する科目とする。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_